

市第 214 号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の 基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を一部改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 6 号）」の制定に伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業の創設

主に重症心身障害児（以下「重心」という。）を対象とする放課後等デイサービス事業が新たに創設されました。それに伴い、事業所の定員や体制を規定します。

	現 行	改正後
定員	10 人以上	10 人以上 主に重心を対象とする場合は 5 人以上
体制	≪重心以外≫ ・管理者（兼務可） 1 人以上 ・児童発達支援管理責任者 1 人以上 ・指導員又は保育士 2 人以上 ・機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合配置）	≪重心以外≫ ・管理者（兼務可） 1 人以上 ・児童発達支援管理責任者 1 人以上 ・指導員又は保育士 2 人以上 ・機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合配置） ≪主に重心を対象とする場合≫ ・管理者（兼務可） 1 人以上 ・児童発達支援管理責任者 1 人以上 ・ 児童指導員※又は保育士 1 人以上 ・機能訓練担当職員 1 人以上 ・ 嘱託医 1 人以上 ・ 看護師 1 人以上

※**児童指導員** 社会福祉士等の有資格者、大学で福祉、社会、教育、心理学部（学科）を卒業した者。又は小中学校いずれかの教員免許を取得している者など。

(2) 児童発達支援センターの地域連携に関する相談対象の拡充

児童発達支援センター（本市については地域療育センター）が地域で相談に応じ援助を行う対象として、これまで障害児の家庭のみが規定されていましたが、障害児が通う保育所、幼稚園等の関連する施設等が追加されることになりました。そのことについて、規定に追加します。

	現 行	改正後
相談対象	障害児の家庭 （ 条例上の規定はありませんが、本市では、従前 より保育所、幼稚園等への巡回訪問を実施 ）	障害児の家庭、 障害児本人や障害児が通う保育所、幼稚園 等の関連する施設等

